

Japan Times ESG 推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会の名称は Japan Times ESG 推進コンソーシアムとする。
英文表記は、Japan Times ESG Consortium とする。

(組織)

第2条 本会は、株式会社ジャパントイムズ（以下、ジャパントイムズとする）と会員からなる任意の組織とする。

(事務局)

第3条 本会は、主たる事務局をジャパントイムズ（東京都港区芝浦4-5-4）に置く。

(目的)

第4条 本会は、企業の ESG（環境、社会、企業統治）への取り組みをジャパントイムズが提供するメディアプラットフォームを通じて、広く国内外に情報発信し、もって会員の企業価値の向上を図り、さらには社会及び産業界における ESG への理解、持続可能な社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) ESG 経営に関する調査、研究
- (2) ESG 経営に関するシンポジウム、講演会、セミナー等の開催
- (3) 新聞、インターネット等による情報提供および広報活動
- (4) ESG に関わる外部団体との交流
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 本会の目的に賛同する企業ないし企業内の事業単位は、規約に同意した上で会員登録を行い、かつ年会費を払込むことによって会員資格を得る。

2. 会員資格は、特別会員、一般会員の二種類とする。
3. 特別会員、一般会員の年会費および特典については別途定める。
4. 会員資格の有効期間は1年間とする。

5. 退会は会員の自由意思による。ただし、年度途中で退会した場合、年会費の払い戻しはしない。

(本会代表)

第7条 本会代表は本会を代表し統括する。

2. 本会代表は、運営委員会が作成した事業計画ならびに事業報告を承認する。
3. 本会代表は、ジャパントイムズを代表する者がその任にあたる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、本会の事業計画ならびに事業報告を作成し本会代表に提出する。また、第5条の事業を行うため必要に応じ、部会を設けることができる。

2. 運営委員は、任意の特別会員およびジャパントイムズの推薦に基づき、本会代表が委嘱する。
3. 運営委員長は、ジャパントイムズにおいて本会を担当する者がその任にあたる。

(部会)

第9条 部会は運営委員会の委嘱を受けて事業を実施する。

2. 部会委員は会員およびジャパントイムズの推薦に基づき本会代表が委嘱する。
3. 部会長は部会委員から本会代表が委嘱し、部会を代表する。

(事業年度)

第10条 事業年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(議事録)

第11条 本会事務局は、運営委員会の議事録を作成し保存する。

2. 会員は議事録を閲覧する権利を有する。

(成果の公開)

第12条 本会会員は本会活動の成果を外部に公表することができる。

ただし、ジャパントイムズが外部への公開を望まない場合は、本会代表の決定により公開を差し止めることができる。

(内部情報の無断流出の禁止)

第13条 ジャパンタイムズは、本会を通じて知り得た本会会員の内部情報を当該会員に無断で外部に持ち出し、第三者に渡してはならない。

2. 本会会員は本会を通じて知り得た他の会員の内部情報を当該会員および本会事務局に無断で外部に持ち出し、第三者に渡してはならない。

(規約の改正)

第14条 規約の改正は運営委員会が決し、本会代表の承認を経て発効する。